

生鮮食品品質表示基準

制 定 平成12年3月31日農林水産省告示第514号
最終改正 平成20年1月31日農林水産省告示第126号

(適用の範囲)

第1条 この基準は、生鮮食品に適用する。

(定義)

第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
生 鮮 食 品	加工食品(加工食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第513号)第2条に規定するものをいう。)以外の飲食料品として別表に掲げるものをいう。
業務用生鮮食品	生鮮食品のうち、加工食品の原材料となるものをいう。
小 売 販 売 業 者	販売業者のうち、一般消費者に生鮮食品を販売するものをいう。

(生鮮食品の表示事項)

第3条 生鮮食品(業務用生鮮食品を除く。以下この条及び次条において同じ。)の品質に関し、販売業者(販売業者以外の包装等を行う者が表示する場合には、その者を含む。以下同じ。)が表示すべき事項は、次のとおりとする。ただし、生鮮食品を生産(採取及び採捕を含む。以下同じ。)し、一般消費者に直接販売する場合又は生鮮食品を設備を設けて飲食させる場合はこの限りでない。

(1) 名称

(2) 原産地

2 特定商品の販売に係る計量に関する政令(平成5年政令第249号)第5条に規定する特定商品であって密封(商品を容器に入れ、又は包装して、その容器若しくは包装又はこれらに付した封紙を破棄しなければ、当該物象の状態の量を増加し、又は減少することができないようにすることをいう。)されたものについては、販売業者がその容器又は包装に表示すべき事項は、前項各号に掲げるもののほか、内容量、販売業者の氏名又は名称及び住所とする。

(生鮮食品の表示の方法)

第4条 前条第1項第1号及び第2号に掲げる事項並びに同条第2項の内容量の表示に際しては、販売業者は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

その内容を表す一般的な名称を記載すること。

(2) 原産地

次に定めるところにより事実即して記載すること。ただし、同じ種類の生鮮食品であって複数の原産地のものを混合した場合にあっては当該生鮮食品の製品に占める重量の割合の多いものから順に記載し、異なる種類の生鮮食品であって複数の原産地のものを詰め合わせた場合にあっては当該生鮮食品それぞれの名称に併記すること。

ア 農産物

国産品にあっては都道府県名を、輸入品にあっては原産国名を記載すること。ただし、国産品にあっては市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあっては一般に知られている地名を原産地として記載することができる。この場合においては、都道府県名又は原産国名の記載を省略することができる。

イ 畜産物

(ア) 国産品(国内における飼養期間が外国における飼養期間(2以上の外国において飼養された場合には、それぞれの国における飼養期間。以下同じ。)より短い家畜を国内でと畜して生産したものを除く。)にあっては国産である旨を、輸入品(国内における飼養期間が外国における飼養期間より短い家畜を国内でと畜して生産したものを含む。)にあっては原産国名(2以上の外国において飼養された場合には、飼養期間が最も長い国の国名)を記載すること。ただし、国産品にあっては主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を原産地として記載することができる。この場合においては、国産である旨の記載を省略することができる。

(イ) 国産品に主たる飼養地が属する都道府県と異なる都道府県に属する地名を記載するときは、当該地名のほか、主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を原産地として記載しなければならない。

ウ 水産物

(ア) 国産品にあっては生産した水域の名称(以下「水域名」という。)又は地域名(主たる養殖場が属する都道府県名をいう。)を、輸入品にあっては原産国名を記載すること。ただし、水域名の記載が困難な場合にあっては、水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名をもって水域名の記載に代えることができる。

(イ) (ア)の規定にかかわらず、国産品にあっては水域名に水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名を、輸入品にあっては

原産国名に水域名を併記することができる。

(3) 内容量

計量法(平成4年法律第51号)の例により表示すること。

2 前条第1項に規定する事項の表示は、小売販売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状又は納品書等(製品に添付されるものに限る。以下同じ。)に、小売販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は製品に近接した掲示その他の見やすい場所にしなければならない。

3 前条第2項に規定する事項の表示は、容器又は包装の見やすい箇所にしなければならない。

4 容器又は包装に印刷する表示に用いる文字は、日本工業規格 Z 8305(1962)に規定する8ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字としなければならない。

(業務用生鮮食品の表示事項及び表示の方法)

第4条の2 業務用生鮮食品の品質に関し、販売業者が表示すべき事項は、次のとおりとする。ただし、製造又は加工された場所で一般消費者に販売される加工食品の原材料となる業務用生鮮食品又は飲食料品を調理して供与する施設において飲食させる加工食品の原材料となる業務用生鮮食品については、この限りでない。

(1) 名称

(2) 原産地

2 加工食品品質表示基準第3条第5項に規定する対象加工食品の主な原材料となるもの以外のものにあつては、前項の規定にかかわらず、原産地の表示を省略することができる。

3 第1項第2号の原産地の表示に際しては、販売業者は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 国産品にあっては国産である旨を、輸入品にあっては原産国名を記載すること。ただし、国産品にあっては、国産である旨の記載に代えて次に掲げる地名を記載することができる。

ア 農産物にあっては、都道府県名その他一般に知られている地名

イ 畜産物にあっては、主たる飼養地が属する都道府県名その他一般に知られている地名

ウ 水産物にあっては、水域名、水揚げした港名、水揚げした港又は主たる養殖場が属する都道府県名その他一般に知られている地名

(2) 輸入された水産物にあっては、原産国名に水域名を併記することができる。

(3) 業務用生鮮食品の原産地が2以上ある場合にあっては、当該業務用生鮮食品に占める重量の割合の多い順がわかるように記載すること。

(4) 加工食品品質表示基準第4条第1項第8号エの規定により原産地が「その他」と記載される加工食品の主な原材料となるものについては、その原産地を「その他」と記載することができる。

4 小売販売業者以外の販売業者は、第1項に規定する事項の表示を、容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等又は規格書等(製品に添付されないものであって、当該製品を識別できるものに限る。)にしなければならない。

5 第3条第2項及び前条第3項の規定は、業務用生鮮食品について準用する。

6 前条第1項第1号の規定は第1項第1号の名称の表示について、前条第1項第3号の規定は前項において準用する第3条第2項の内容量の表示について準用する。

(その他の表示事項及びその表示の方法)

第5条 第3条及び第4条の2に規定するもののほか、放射線を照射した製品(容器に入れ、又は包装されたものに限る。)にあっては、その旨を容器又は包装の見やすい箇所に記載すること。

(表示禁止事項)

第6条 次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

(1) 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語

(2) 第3条又は第4条の2の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

(3) その他製品の品質を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示(その他生鮮食品の品質に関する表示に係る基準)

第7条 第3条から前条までに定めるもののほか、販売業者は、生鮮食品の品質に関し表示する場合には、別に農林水産大臣が定めるところによらなければならない。

2 第3条から前条まで及び前項に定めるもののほか、農林水産大臣が農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第19条の13第2項の規定に基づき定める品質に関する表示の基準に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(販売業者の努力義務)

第8条 販売業者は、生鮮食品の品質に関する表示を適正に行うために必要な限度において、その販売する生鮮食品及び当該販売業者に対して販売された生鮮食品の表示に関する情報が記載された書類を整備し、これを保存するよう努めなければならない。

別表(第2条関係)

1 農産物(きのこ類、山菜類及びたけのこを含む。)

(1) 米穀(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び精麦又は雑穀を混合したものを含む。)

玄米、精米

- (2) 麦類（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの及び単に切断したものを含む。）
大麦、はだか麦、小麦、ライ麦、えん麦
- (3) 雑穀（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの及び単に切断したものを含む。）
とうもろこし、あわ、ひえ、そば、きび、もろこし、はとむぎ、その他の雑穀
- (4) 豆類（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの及び単に切断したものを含む、未成熟のものを除く。）
大豆、小豆、いんげん、えんどう、ささげ、そら豆、緑豆、落花生、その他の豆類
- (5) 野菜（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び単に冷凍したものを含む。）
根菜類、葉茎菜類、果菜類、香辛野菜及びつまもの類、きのこ類、山菜類、果実の野菜、その他の野菜
- (6) 果実（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び単に冷凍したものを含む。）
かんきつ類、仁果類、核果類、しょう果類、殻果類、熱帯性及び亜熱帯性果実、その他の果実
- (7) その他の農産食品（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び単に冷凍したものを含む。）
糖料作物、こんにやくいも、未加工飲料作物、香辛料原材料、他に分類されない農産食品

2 畜産物

- (1) 肉類（単に切断、薄切り等したものと並びに単に冷蔵及び冷凍したものを含む。）
牛肉、豚肉及びいのしし肉、馬肉、めん羊肉、やぎ肉、うさぎ肉、家きん肉、その他の肉類
- (2) 乳
生乳、生やぎ乳、その他の乳
- (3) 食用鳥卵（殻付きのものに限る。）
鶏卵、アヒルの卵、うずらの卵、その他の食用鳥卵
- (4) その他の畜産食品（単に切断、薄切り等したものと並びに単に冷蔵及び冷凍したものを含む。）

3 水産物（ラウンド、セミドレス、ドレス、フィレー、切り身、刺身（盛り合わせたものを除く。）、むき身、単に冷凍及び解凍したものと並びに生きたものを含む。）

- (1) 魚類
淡水産魚類、さく河性さけ・ます類、にしん・いわし類、かつお・まぐろ・さば類、あじ・ぶり・しいら類、たら類、かれい・ひらめ類、すずき・たい・にべ類、その他の魚類
- (2) 貝類
しじみ・たにし類、かき類、いたやがい類、あかがい・もがい類、はまぐり・あさり類、ばかがい類、あわび類、さざえ類、その他の貝類
- (3) 水産動物類
いか類、たこ類、えび類、いせえび・うちわえび・ざりがに類、かに類、その他の甲かく類、うに・なまこ類、かめ類、その他の水産動物類
- (4) 海産ほ乳動物類
鯨、いるか、その他の海産ほ乳動物類
- (5) 海藻類
こんぶ類、わかめ類、のり類、あおさ類、寒天原草類、その他の海藻類

附 則

- 1 この告示は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
- 2 ブロccoli、さといも、にんにく、根しょうが、生しいたけ、ごぼう、アスパラガス、さやえんどう及びたまねぎ以外の生鮮食品については、平成12年7月1日以後に販売されるものから適用する。

附 則（平成16年9月14日農林水産省告示第1706号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 平成17年10月1日以前に一般消費者に販売される生鮮食品の品質に関する表示については、この告示による改正前の生鮮食品品質表示基準の規定の例によることができる。

附 則（平成18年2月28日農林水産省告示第210号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成18年3月1日から施行する。
附 則（平成20年1月31日農林水産省告示第126号）
（施行期日）
- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 平成21年9月30日以前に生産され、販売され又は輸入される緑茶飲料及びあげ落花生の用に供する業務用生鮮食品については、この告示による改正後の生鮮食品品質表示基準第4条の2第1項の規定にかかわらず、原産地

の表示を省略することができる。

水産物品質表示基準

制 定 平成12年3月31日農林水産省告示第516号

（適用の範囲）

第1条 この基準は、生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）の別表に掲げる水産物に適用する。

（定義）

第2条 この基準において、「養殖」とは、幼魚等を重量の増加又は品質の向上を図ることを目的として、出荷するまでの間、給餌することにより育成することをいう。

（表示事項）

第3条 水産物の品質に関し、販売業者が表示すべき事項は、生鮮食品品質表示基準第3条に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 冷凍したものを解凍したものである場合にはその旨
(2) 養殖されたものである場合にはその旨

（表示の方法）

第4条 前条第1号及び第2号に掲げる事項の表示に際しては、販売業者は、生鮮食品品質表示基準第4条に規定するもののほか、次の各号に規定するところによらなければならない。

- (1) 解凍
「解凍」と記載すること。

- (2) 養殖
「養殖」と記載すること。

（表示禁止事項）

第5条 生鮮食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語は、表示してはならない。

附 則（平成12年3月31日農林水産省告示第516号）

この告示は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行し、平成12年7月1日以後に販売される水産物に適用する。

玄米及び精米品質表示基準

制 定 平成12年3月31日農林水産省告示第515号

最終改正 平成14年5月2日農林水産省告示第1008号

（適用の範囲）

第1条 この基準は、生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）の別表に掲げる農産物のうち、玄米及び精米（容器に入れ、又は包装されたものに限る。）に適用する。

（定義）

第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
玄 米	もみから、もみ殻を取り除いて調製したものをいう。
精 米	玄米のぬか層の全部又は一部を取り除いて精白したものをいう。
もち 精 米	精米のうち、でん粉にアミロース成分を含まない精米をいう。
うる ち 精 米	もち精米以外の精米をいう。
原 料 玄 米	製品の原料として使用される玄米をいう。

（表示事項）

第3条 玄米及び精米の品質に関し、販売業者（精米につき、精米工場が表示する場合には、その者を含む。以下「販売業者等」という。）が表示すべき事項は、生鮮食品品質表示基準第3条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 名称
(2) 原料玄米
(3) 内容量
(4) 精米年月日（原料玄米を精白した年月日をいう。以下同じ。）
(5) 販売業者等の氏名又は名称、住所及び電話番号

2 玄米にあっては、販売業者が表示すべき事項は、前項第4号に掲げる事項に代えて、調製年月日（原料玄米を調製した年月日をいう。以下同じ。）とする。

3 輸入品であって、精米年月日又は調製年月日が明らかでないものにあつては、第1項第4号又は前項に規定する事項に代えて、輸入年月日とする。

（表示の方法）

第4条 前条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の表示に際しては、販売業者等は、生鮮食品品質表示基準第4条の規定にかかわらず、次の各号に規定するところによらなければならない。

- (1) 名称
玄米にあっては「玄米」と、もち精米にあっては「もち精米」と、うるち精米にあっては「うるち精米」又は「精米」と記載すること。ただし、うるち精米のうち、胚芽を含む精米の製品に占める重量の割

合が80%以上のものについては「胚芽精米」と記載すること。

(2) 原料玄米

原料玄米の表示を、次に定めるところにより記載すること。

ア 産地、品種及び産年（生産年をいう。以下同じ。）が同一である原料玄米を用い、かつ、当該原料玄米の産地、品種及び産年について証明（国産品については、農産物検査法（昭和26年法律第144号）による証明をいい、輸入品については、輸出国の公的機関等による証明をいう。以下同じ。）を受けた原料玄米については、産地、品種、産年及び使用割合（原料玄米の製品に占める重量の割合をいう。以下同じ。）を表示することとし、この場合における産地及び使用割合は、次の各号に規定するところにより記載すること。

(ア) 産地

国産品については都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品については原産国名又は原産国名及び一般に知られている地名を記載すること。

(イ) 使用割合

「100%」と記載すること。

イ アに規定する原料玄米以外の原料玄米を用いる場合には、「複数原料米」等原料玄米の産地、品種若しくは産年が同一でないか、又は産地、品種若しくは産年の全部若しくは一部が証明を受けていない旨を記載し、その産地及び使用割合を併記すること。この場合、国産品については「国内産 △△%」と、輸入品については原産国ごとに「○ ○産 △△%」と、国産品及び原産国ごとの使用割合の多い順に記載し、「○○」には国名、「△△」には使用割合を表す数字を記載すること（イからエにおいて同じ）。

ウ イの場合において原料玄米に産地、品種又は産年について証明を受けたもの（以下「証明米」という。）が含まれている場合にあっては、当該証明米についてイの規定による「国内産 △△%」又は「○○産 △△%」の表示の次に括弧を付して産地、品種及び産年の3つの表示項目の全部又は一部をそれぞれに対応する使用割合と併せて記載することができる。なお、この場合において産地はアの（ア）に規定するところにより記載し、次の各号に掲げる場合にあってはそれぞれ当該各号の定めるところにより記載すること。

(ア) 複数の証明米について表示する場合にあっては、当該証明米の使用割合の多い順に記載すること。

(イ) 複数の証明米を混合して用いた場合にあっては、当該複数の証明米のうち一部の証明米のみについて表示することができる。

(ウ) 産地、品種及び産年の3つの表示項目の一部を表示する場合にあっては、表示するすべての証明米について表示項目をそろえて記載すること。

エ イの場合において原料玄米に産地、品種及び産年の全部について証明を受けていない原料玄米（以下「未検査米」という。）が含まれている場合にあっては、当該未検査米についてイの規定による「国内産 △△%」又は「○○産 △△%」の表示の次に括弧を付して「未検査米 △△%」と記載することができる。

(3) 内容量

内容重量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して記載すること。ただし、精麦又は雑穀を混合したものにあっては、精麦又は雑穀を合計した内容重量とし、内容重量の表示の次に括弧を付して精麦又は雑穀の最も一般的な名称にその重量及び単位を併記して記載すること。

(4) 精米年月日

ア 調製年月日、精米年月日又は輸入年月日を次の例のいずれかにより記載すること。ただし、（イ）、（ウ）又は（エ）の場合であって、「。」を印字することが困難であるときは「。」を省略することができる。この場合において、月又は日が1桁の場合は、2桁目は「0」とすること。

(ア) 平成12年4月1日

(イ) 12.4.1

(ウ) 2000.4.1

(エ) 00.4.1

イ 調製年月日、精米年月日若しくは輸入年月日の異なるものを混合したものにあっては、最も古い調製年月日、精米年月日又は輸入年月日を記載すること。

2 前条に規定する事項の表示は、別記様式により、容器又は包装の見やすい箇所に一括して表示しなければならない。

（表示禁止事項）

第5条 生鮮食品品質表示基準第6条第1号及び第3号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。ただし、（5）及び（6）に掲げる事項については、前条に規定するところにより表示する場合を除く。

(1) 第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

(2) 原料玄米が国産品であり、かつ、未検査米である場合については、その産地について都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を表す用語、原料玄米が輸入品であり、かつ、未検査米である場合については、その産地について一般に知られている地名を表す用語

(3) 未検査米の原料玄米にあっては、品種又は産年を表す用語

(4) 「新米」の用語（原料玄米が生産された当該年の12月31日までに容器に入れられ、若しくは包装された玄米又は原料玄米が生産された当該年の12月31日までに精白され、容器に入れられ、若しくは包装された精米を除く。）

(5) 原料玄米のうち使用割合が50%未満であるものについて、当該原料玄米の産地（国産品又は輸入品の別を含む。以下同じ。）、品種又は産年を表す用語（使用割合を、産地、品種又は産年を表す用語のうち最も大きく表示してあるものと同程度以上の大きさで付してあるものを除く。）

(6) 産地、品種又は産年を表す用語を表示する場合にあっては、当該用語のうち最も大きく表示してあるものよりも小さい大きさで付してあることを示す用語

別記様式（第4条関係）

名 称				
原 料 玄 米	産 地	品 種	産 年	使用割合
内 容 量				
精 米 年 月 日				
販 売 者				

備考

- 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とすること。
- 表示に用いる文字は、日本工業規格 Z 8305（1962）に規定する12ポイント（内容量が3キログラム以下のものにあっては、日本工業規格 Z 8305（1962）に規定する8ポイント）の活字以上の大きさの統一のとれた活字としなければならない。
- この様式中「名称」とあるのは、これに代えて、「品名」と記載することができる。
- 産地、品種又は産年を表示しないものにあっては、この様式中その項目を省略することができる。
- 産年及び精米年月日をこの様式に従い表示することが困難な場合には、この様式の産年及び精米年月日の欄に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。
- 玄米にあっては、この様式中「精米年月日」を「調製年月日」とすること。
- 輸入品であって、調製年月日又は精米年月日が明らかでないものにあっては、この様式中「調製年月日」又は「精米年月日」を「輸入年月日」とすること。
- 表示を行う者が精米工場である場合にあっては、この様式中「販売者」を「精米工場」とすること。
- この様式は、縦書きとすることができる。
- この様式の枠を記載することが困難な場合には、枠を省略することができる。

附 則

この告示は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行し、平成13年4月1日以後に販売される玄米及び精米に適用する。

附 則（平成14年5月2日農林水産省告示第1008号）

- この告示は、公示の日から施行する。
- 平成14年8月31日以前に販売される玄米及び精米の品質に関する表示については、なお従前の例によることができる。

しいたけ品質表示基準

制 定 平成18年6月30日農林水産省告示第908号

（適用の範囲）

第1条 この基準は、生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）の別表に掲げる農産物のうち、しいたけに適用する。

（定義）

第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
しいたけ	しいたけ菌の子実体であって全形のもの、柄を除去したもの又は柄を除去し、若しくは除去しないでかさを薄切り等にしたものをいう。
原木栽培	クヌギ、コナラ等の原木に種菌を植え付ける栽培方法をいう。
菌床栽培	おが屑にふすま、ぬか類、水等を混合してブロック状、円筒状等に固めた培地に種菌を植え付ける栽培方法をいう。

（表示事項）

第3条 しいたけの品質に関し、販売業者が表示すべき事項は、生鮮食品品質表示基準第3条第1項各号及び第2項に掲げるもののほか、栽培方法とする。

（表示の方法）

第4条 前条に掲げる事項の表示に際しては、販売業者は、生鮮食品品質表

示基準第4条各号に規定するもののほか、次の各号に規定するところによらなければならない。

- (1) 原木栽培によるしいたけにおける栽培方法
「原木」と記載すること。
- (2) 菌床栽培によるしいたけにおける栽培方法
「菌床」と記載すること。
- (3) 原木栽培及び菌床栽培によるしいたけを混合したものにおける栽培方法
重量の割合の多いものの順に「原木・菌床」又は「菌床・原木」と記載すること。
(表示禁止事項)

第5条 生鮮食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語は、これを表示してはならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成18年9月30日以前に一般消費者に販売されるしいたけの品質に関する表示については、なお従前の例によることができる。

加工食品品質表示基準

制 定 平成12年3月31日農林水産省告示第513号
最終改正 平成20年7月23日農林水産省告示第1167号

(適用の範囲)

第1条 この基準は、加工食品（業務用加工食品以外の加工食品については、容器に入れ、又は包装されたものに限る。）に適用する。

(定義)

第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
加 工 食 品	製造又は加工された飲食品として別表1に掲げるものをいう。
業務用加工食品	加工食品のうち、一般消費者に販売される形態となつていないもの以外のものをいう。
賞 味 期 限	定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。
消 費 期 限	定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。

(加工食品の義務表示事項)

第3条 加工食品（業務用加工食品を除く。以下この条から第4条の2までにおいて同じ。）の品質に関し、製造業者、加工包装業者、輸入業者又は販売業者（以下「製造業者等」という。）が加工食品の容器又は包装に表示すべき事項は、次のとおりとする。ただし、飲食品を製造し、若しくは加工し、一般消費者に直接販売する場合又は飲食品を設備を設けて飲食させる場合はこの限りでない。

- (1) 名称
- (2) 原材料名
- (3) 内容量
- (4) 賞味期限
- (5) 保存方法
- (6) 製造業者等の氏名又は名称及び住所
- 2 別形物に充てん液を加え缶又は瓶に密封したもの（固形量の管理が困難なものを除く。）にあっては、製造業者等がその缶又は瓶に表示すべき事項は、前項第3号に掲げる事項に代えて、固形量及び内容総量とする。ただし、内容総量については、固形量と内容総量がおおむね同一の場合又は充てん液を加える主たる目的が内容物を保護するためのものである場合は、この限りでない。
- 3 固形物に充てん液を加え缶及び瓶以外の容器又は包装に密封したものにあっては、製造業者等がその缶及び瓶以外の容器又は包装に表示すべき事項は、第1項第3号に掲げる事項に代えて、固形量とすることができる。
- 4 品質が急速に変化しやすく製造後速やかに消費すべきものにあっては、製造業者等がその容器又は包装に表示すべき事項は、第1項第4号に掲げる事項に代えて、消費期限とする。
- 5 別表2に掲げる加工食品（輸入品を除く。以下「対象加工食品」という。）にあっては、製造業者等がその容器又は包装に表示すべき事項は、第1項各号に掲げるもののほか、原料原産地名とする。
- 6 輸入品にあっては、製造業者等がその容器又は包装に表示すべき事項は、第1項各号に掲げるもののほか、原産国名とする。
- 7 第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に該当するものにあっては、同表の右欄に掲げる表示事項を省略することができる。

区 分	表 示 事 項
容器又は包装の面積が30cm ² 以下であるもの	原材料名、賞味期限又は消費期限、保存方法及び原料原産地名
原材料が1種類のみであるもの（缶詰及び肉肉製品を除く。）	原材料名
内容量を外見上容易に識別できるもの（特定商品の販売に係る計量に関する政令（平成5年政令第249号）第5条に掲げる特定商品を除く。）	内容量
品質の変化が極めて少ないものとして別表3に掲げるもの	賞味期限及び保存方法
常温で保存すること以外にその保存方法に関し留意すべき特段の事項がないもの	保存方法

(加工食品の表示の方法)

第4条 前条第1項第1号から第6号までに掲げる事項、同条第2項の固形量及び内容総量、同条第3項の消費期限並びに同条第5項の原料原産地名の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

その内容を表す一般的な名称を記載すること。ただし、別表4の左欄に掲げる加工食品以外のものについては、それぞれ同表の右欄に掲げる規定により定められた名称を記載してはならない。

(2) 原材料名

使用した原材料を、ア及びイの区分により、次に定めるところにより記載すること。

ア 食品添加物以外の原材料は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、その最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、2種類以上の原材料からなる原材料（以下「複合原材料」という。）については、次に定めるところにより記載すること。

(ア) 複合原材料の名称の次に括弧を付して、当該複合原材料の原材料を当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の多いものから順に、その最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、当該複合原材料の原材料が3種類以上ある場合にあっては、当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の多い順が3位以下であつて、かつ、当該割合が5%未満である原材料について、「その他」と記載することができる。

(イ) 複合原材料の製品の原材料に占める重量の割合が5%未満である場合又は複合原材料の名称からその原材料が明らかである場合には、当該複合原材料の原材料の記載を省略することができる。

イ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。

ウ アの規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に該当するものにあっては、同表の右欄に掲げる名称をもって記載することができる。

区 分	名 称
食用油脂	「植物油」、「植物脂」若しくは「植物油脂」、「動物油」、「動物脂」若しくは「動物油脂」又は「加工油」、「加工脂」若しくは「加工油脂」
でん粉	「でん粉」
魚類及び魚肉（特定の種類の魚類の名称を表示していない場合に限る。）	「魚」又は「魚肉」
家きん肉（肉肉製品を除き、特定の種類の家きんの名称を表示していない場合に限る。）	「鳥肉」
無水結晶ぶどう糖、含水結晶ぶどう糖及び全糖ぶどう糖	「ぶどう糖」
ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖	「異性化液糖」
砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖	「砂糖混合異性化液糖」又は「砂糖・異性化液糖」
香辛料及び香辛料エキス（既存添加物名簿（平成8年厚生省告示第120号）に掲げる食品添加物に該当するものを除き、原材料に占める重量の割合が2%以下のものに限る。）	「香辛料」又は「混合香辛料」
香辛野菜及びつまもの類並びにその加工品（原材料に占める重量の割合が2%以下のものに限る。）	「香草」又は「混合香草」
糖液をしん透させた果実（原材料に占める重量の割合が10%以下のものに限る。）	「糖果」
弁当に含まれる副食物（外観からその原材料が明らかなものに限る。）	「おかず」

- エ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「法」という。）第14条の規定により格付された有機農産物（有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）第3条に規定するものをいう。以下同じ。）又は有機加工食品（有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）第3条に規定するものをいう。以下同じ。）を原材料とする場合には、当該原材料が有機農産物又は有機農産物加工食品である旨を記載することができる。
- (3) 内容量
特定商品の販売に係る計量に関する政令第5条に掲げる特定商品については、計量法（平成4年法律第51号）の規定により表示することとし、その他については内容重量、内容体積又は内容数量を表示することとし、内容重量はグラム又はキログラムの単位で、内容体積はミリリットル又はリットルの単位で、内容数量は個数等の単位で、単位を明記して記載すること。
- (4) 固形量
固形量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して記載すること。
- (5) 内容総量
内容総量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して記載すること。
- (6) 消費期限又は賞味期限
消費期限又は賞味期限を、次に定めるところにより記載すること。
ア 製造から消費期限又は賞味期限までの期間が3月以内のものにあっては、次の例のいずれかにより記載すること。ただし、(イ)、(ウ)又は(エ)の場合であって、「」を印字することが困難であるときは、「」を省略することができる。この場合において、月又は日が1桁の場合は、2桁目は「0」と記載すること。
(ア) 平成12年4月1日
(イ) 12.4.1
(ウ) 2000.4.1
(エ) 00.4.1
イ 製造から賞味期限までの期間が3月を超えるものにあっては、次に定めるところにより記載すること。
(ア) 次の例のいずれかにより記載すること。ただし、b、c又はdの場合であって、「」を印字することが困難であるときは、「」を省略することができる。この場合において、月が1桁の場合は、2桁目は「0」と記載すること。
a 平成12年4月
b 12.4
c 2000.4
d 00.4
(イ) (ア)の規定にかかわらず、アに定めるところにより記載することができる。
- (7) 保存方法
製品の特性に従って、「直射日光を避け、常温で保存すること」、「10℃以下で保存すること」等と記載すること。
- (8) 原料原産地名
対象加工食品にあっては、主な原材料（原材料に占める重量の割合が最も多い生鮮食品（生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）第2条に規定するものをいう。以下同じ。）で、かつ、当該割合が50%以上であるものをいう。以下同じ。）の原産地を、次に定めるところにより事実即して記載すること。
ア 国産品にあっては国産である旨を、輸入品にあっては原産国名を記載すること。ただし、国産品にあっては、国産である旨の記載に代えて次に掲げる地名を記載することができる。
(ア) 農産物にあっては、都道府県名その他一般に知られている地名
(イ) 畜産物にあっては、主たる飼養地が属する都道府県名その他一般に知られている地名
(ウ) 水産物にあっては、生産（採取及び採捕を含む。）した水域の名称（以下「水域名」という。）、水揚げした港名、水揚げした港又は主たる養殖場が属する都道府県名その他一般に知られている地名
イ 輸入された水産物にあっては、原産国名に水域名を併記することができる。
- ウ 主な原材料の原産地が2以上ある場合にあっては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。
- エ 主な原材料の原産地が3以上ある場合にあっては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に2以上記載し、その他の原産地を「その他」と記載することができる。
- オ 主な原材料の性質等により特別の事情がある場合には、おおむね特定された原産地をアからエまでの規定により記載することができる。この場合には、その旨が認識できるよう、必要な表示をすること。
- (9) 製造業者等の氏名又は名称及び住所
製造業者等のうち表示内容に責任を有するものの氏名又は名称及び住所を記載すること。
- 2 前条に規定する事項の表示は、次に定めるところにより、容器又は包装

の見やすい箇所にしなければならない。ただし、容器又は包装を包装紙等で包装する場合又は紙箱等に入れる場合にあっては、包装紙等若しくは紙箱等に必要な表示をし、容器若しくは包装の表示が包装紙等若しくは紙箱等を透かして見えるようにし、又は包装紙等若しくは紙箱等で覆われないようにすること。

(1) 表示は、別記様式により行うこと。ただし、義務表示事項を別記様式による表示と同等程度に分かりやすく一括して記載する場合は、この限りでない。

(2) 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とすること。

(3) 表示に用いる文字は、日本工業規格 Z 8305（1962）に規定する8ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。ただし、表示可能面積がおおむね150cm²以下のものについては、日本工業規格 Z 8305（1962）に規定する5.5ポイント以上の大きさの活字とすることができる。

(4) 名称については、第1号の規定にかかわらず、商品の主要面に記載することができる。この場合において、内容量についても、名称と同じ面に記載することができる。

(5) 原材料名を他の義務表示事項と一括して表示することが困難な場合には、第1号の規定にかかわらず、義務表示事項を一括して表示する箇所にその記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。

(6) 内容量を他の義務表示事項と一括して表示することが困難な場合には、第1号の規定にかかわらず、義務表示事項を一括して表示する箇所にその記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。

(7) 消費期限又は賞味期限を他の義務表示事項と一括して表示することが困難な場合には、第1号の規定にかかわらず、義務表示事項を一括して表示する箇所にそれらの記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。この場合において、保存方法についても、義務表示事項を一括して表示する箇所にその記載箇所を表示すれば、消費期限又は賞味期限の記載箇所に近接して記載することができる。

(8) 原料原産地名については、主な原材料名に対応させて記載することとし、必要に応じ、主な原材料名の次に括弧を付して記載することができる。

(9) 原料原産地名を他の義務表示事項と一括して表示することが困難な場合には、第1号の規定にかかわらず、義務表示事項を一括して表示する箇所にその記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。

3 対象加工食品にあっては主な原材料以外の原材料の原産地を、対象加工食品以外の加工食品にあっては原材料の原産地を第1項第8号アからオまでの規定により記載することができる。この場合において、同号ウからオまでの規定中「主な原材料」とあるのは、「原材料」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、前項の原材料の原産地の記載について準用する。この場合において、第2項第8号中「主な原材料名」とあるのは、「原材料名」と読み替えるものとする。

（業務用加工食品の義務表示事項及び表示の方法）

第4条の2 業務用加工食品の品質に関し、製造業者等が業務用加工食品の容器若しくは包装、送り状、納品書等（製品に添付されるものに限る。以下同じ。）又は規格書等（製品に添付されないものであって、当該製品を識別できるものに限る。以下同じ。）に表示すべき事項は、次のとおりとする。ただし、製造若しくは加工された場所で一般消費者に販売される加工食品の用に供する業務用加工食品又は飲食料品を調理して供与する施設において飲食させる加工食品の用に供する業務用加工食品については、この限りでない。

(1) 名称
(2) 原材料名
(3) 製造業者等の氏名又は名称及び住所

2 対象加工食品の用に供する業務用加工食品（製造若しくは加工された場所で一般消費者に販売される加工食品の用に供する業務用加工食品又は飲食料品を調理して供与する施設において飲食させる加工食品の用に供する業務用加工食品を除く。以下「表示対象業務用加工食品」という。）であって当該対象加工食品の主な原材料を含むものにおいては、製造業者等がその容器若しくは包装、送り状、納品書等又は規格書等に表示すべき事項は、前項各号に掲げるもののほか、原料原産地名とする。

3 第1項の規定にかかわらず、計量法第13条第1項、食品衛生法施行規則第21条又は乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）第7条の規定により表示することとされているものにおいては、これらの規定により表示しなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、加工食品（容器又は包装の面積が30cm²以下であるものに限る。）の用に供する表示対象業務用加工食品にあっては第1項第2号の原材料名及び第2項の原料原産地名の表示を、原材料が1種類である表示対象業務用加工食品にあっては第1項第2号の原材料名の表示を省略することができる。

5 製造業者等は、表示対象業務用加工食品の原材料を、次に定めるところにより記載しなければならない。

(1) 食品添加物以外の原材料は、原材料に占める重量の割合の多い順がわかるように、その最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、

前条第1項第2号アの(ア)ただし書の規定により「その他」と記載される加工食品の複合原材料の原材料となるものについては、「その他」と記載することができる。

- (2) 前条第1項第2号アの(イ)の規定により原材料の記載が省略される加工食品の複合原材料の原材料となるものについては、その原材料の記載を省略することができる。
- (3) 食品添加物以外の複合原材料については、次に定めるところにより記載すること。

ア 複合原材料の名称の次に括弧を付して、当該複合原材料の原材料を当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の多いものから順に、その最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、当該複合原材料の原材料のうち、前条第1項第2号アの(ア)ただし書の規定により「その他」と記載される加工食品の複合原材料の原材料となるものについては、「その他」と記載することができる。

イ 複合原材料の原材料のうち、前条第1項第2号アの(イ)の規定により原材料の記載が省略される加工食品の複合原材料の原材料となるものについては、その原材料の記載を省略することができる。

- (4) 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多い順がわかるように、食品衛生法施行規則第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。
- (5) 第1号から第3号までの規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に該当するものにあつては、同表の右欄に掲げる名称をもって記載することができる。

区 分	名 称
食用油脂	「植物油」、「植物脂」若しくは「植物油脂」、「動物油」、「動物脂」若しくは「動物油脂」又は「加工油」、「加工脂」若しくは「加工油脂」
でん粉	「でん粉」
魚類及び魚肉（特定の種類の魚類の名称を表示していない場合に限る。）	「魚」又は「魚肉」
家さん肉（食肉製品を除き、特定の種類の家さんの名称を表示していない場合に限る。）	「鳥肉」
無水結晶ぶどう糖、含水結晶ぶどう糖及び全糖ぶどう糖	「ぶどう糖」
ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖	「異性化液糖」
砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖	「砂糖混合異性化液糖」又は「砂糖・異性化液糖」
香辛料及び香辛料エキス（第4条第1項第2号ウの規定により「香辛料」又は「混合香辛料」と記載される加工食品の原材料となるものに限る。）	「香辛料」又は「混合香辛料」
香辛野菜及びつまも類並びにその加工品（第4条第1項第2号ウの規定により「香草」又は「混合香草」と記載される加工食品の原材料となるものに限る。）	「香草」又は「混合香草」
糖液をしん透させた果実（第4条第1項第2号ウの規定により「糖果」と記載される加工食品の原材料となるものに限る。）	「糖果」
弁当に含まれる副食物（外観からその原材料が明らかでないものに限る。）	「おかず」

(6) 法第14条の規定により格付された有機農産物又は有機加工食品を原材料とする場合には、当該原材料が有機農産物又は有機農産物加工食品である旨を記載することができる。

- 6 対象加工食品の用に供する表示対象業務用加工食品であつて当該対象加工食品の主な原材料を含むもの（以下この項において「原料原産地表示対象業務用加工食品」という。）にあつては当該主な原材料以外の原材料の原産地を、原料原産地表示対象業務用加工食品以外の表示対象業務用加工食品にあつては原材料の原産地を前条第1項第8号アからオまでの規定の例により記載することができる。この場合において、同号ウからオまでの規定中「主な原材料」とあるのは、「原材料」と読み替えるものとする。
- 7 前項の原材料の原産地の記載については、原料原産地名を原材料名に対応させて記載することとし、必要に応じ、原材料名の次に括弧を付して記載することができる。
- 8 第3条第6項及び前条第1項（第2号を除く。）の規定は、表示対象業務用加工食品について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条第6項	輸入品	輸入品（輸入後にその性質に変更を加えるものを除く。）
	又は包装	若しくは包装、送り状、納品書等（製品に添付されるものに限る。）又は規格書等（製品に添付されないものであつて、当該製品を識別できるものに限る。）
前条第1項	前条第1項第1号	第3条第1項第1号
	事項、同条第2項の固形量及び内容総量、同条第3項の固形量	事項
	並びに	及び
前条第1項第8号	対象加工食品	別表2に掲げる加工食品（輸入品を除く。以下「対象加工食品」という。）の用に供する業務用加工食品（製造若しくは加工された場所で一般消費者に販売される加工食品の用に供する業務用加工食品又は飲食料品を調理して供与する施設において飲食させる加工食品の用に供する業務用加工食品を除く。）であつて当該対象加工食品の主な原材料を含むもの
	主な	当該対象加工食品の主な
	の原産地	となる原材料の原産地
	ものから順	順がわかるよう

（特色のある原材料等の表示）

第5条 特定原産地のもの、有機農産物、有機畜産物、有機加工食品その他の使用した原材料が特色のあるものである旨を表示する場合又は製品の名称が特色のある原材料を使用した旨を示すものである場合にあつては、第4条第1項第8号（第4条の2第8項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第3項並びに第4条の2第6項の規定により表示する場合を除き、次の各号に掲げるいずれかの割合を当該表示に近接した箇所又は第3条第1項第2号及び第4条の2第1項第2号の原材料名の次に括弧を付して記載すること。ただし、その割合が100%である場合にあつては、割合の表示を省略することができる。

- 特色のある原材料の製品の原材料に占める重量の割合
- 特色のある原材料の特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類を合わせたものに占める重量の割合（この場合において、特色のある原材料の特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類を合わせたものに占める重量の割合である旨の表示を記載すること。）

2 特定原材料の使用量が少ない旨を表示する場合にあつては、特定原材料の製品に占める重量の割合を当該表示に近接した箇所又は第3条第1項第2号の原材料名の次に括弧を付して記載すること。

（表示禁止事項）

第6条 次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

- 第3条又は第4条の2の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語
- 産地名を示す表示であつて、産地名の意味を誤認させるような表示
- その他内容を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示
- 屋根型紙バック容器の上端の一部を一箇所切り欠いた表示（別表5の左欄に掲げる加工食品について、同表の右欄に掲げる方法により表示する場合を除く。）

（その他加工食品の品質に関する表示に係る基準）

第7条 第3条から前条までに定めるもののほか、製造業者等は、加工食品の品質に関し表示する場合には、別に農林水産大臣が定めるところによらなければならない。

2 第3条から前条まで及び前項に定めるもののほか、農林水産大臣が法第19条の13第2項の規定に基づき定める品質に関する表示の基準に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

（製造業者等の努力義務）

第8条 製造業者等は、加工食品の品質に関する表示を適正に行うために必要な限度において、その販売する加工食品及び当該製造業者等に対して販売された飲食料品の表示に関する情報が記載された書類を整備し、これを保存するよう努めなければならない。

別表1（第2条関係）

- 麦類
精麦
- 粉類
米粉、小麦粉、雑穀粉、豆粉、いも粉、調整穀粉、その他の粉類
- でん粉
小麦でん粉、とうもろこしでん粉、甘しょでん粉、馬鈴しょでん粉、タピオカでん粉、サゴでん粉、その他のでん粉
- 野菜加工品
野菜缶・瓶詰、トマト加工品、きのこ類加工品、塩蔵野菜（漬物を除く）

- く。)、野菜漬物、野菜冷凍食品、乾燥野菜、野菜つくだ煮、その他の野菜加工品
- 5 果実加工品
果実缶・瓶詰、ジャム・マーマレード及び果実バター、果実漬物、乾燥果実、果実冷凍食品、その他の果実加工品
- 6 茶、コーヒー及びココアの調製品
茶、コーヒー製品、ココア製品
- 7 香辛料
ブラックペッパー、ホワイトペッパー、レッドペッパー、シナモン(桂皮)、クローブ(丁子)、ナツメグ(肉ずく)、サフラン、ローレル(月桂葉)、パプリカ、オールスパイス(百味こしょう)、さんしょう、カレー粉、からし粉、わさび粉、しょうが、その他の香辛料
- 8 めん・パン類
めん類、パン類
- 9 穀類加工品
アルファー化穀類、米加工品、オートミール、パン粉、ふ、麦茶、その他の穀類加工品
- 10 菓子類
ビスケット類、焼き菓子、米菓、油菓子、和生菓子、洋生菓子、半生菓子、和干菓子、キャンデー類、チョコレート類、チューインガム、砂糖漬菓子、スナック菓子、冷菓、その他の菓子類
- 11 豆類の調製品
あん、煮豆、豆腐・油揚げ類、ゆば、凍り豆腐、納豆、きなこ、ピーナッツ製品、いり豆類、その他の豆類の調製品
- 12 砂糖類
砂糖、糖みつ、糖類
- 13 その他の農産加工品
こんにゃく、その他1から12に掲げるものに分類されない農産加工食品
- 14 食肉製品
加工食肉製品、鳥獣肉の缶・瓶詰、加工鳥獣肉冷凍食品、その他の食肉製品
- 15 酪農製品
牛乳、加工乳、乳飲料、練乳及び濃縮乳、粉乳、はっ酵乳及び乳酸菌飲料、バター、チーズ、アイスクリーム類、その他の酪農製品
- 16 加工卵製品
鶏卵の加工製品、その他の加工卵製品
- 17 その他の畜産加工品
はちみつ、その他14から16に分類されない畜産加工食品
- 18 加工魚介類
素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類、塩蔵魚介類、缶詰魚介類、加工水産物冷凍食品、練り製品、その他の加工魚介類
- 19 加工海藻類
こんぶ、こんぶ加工品、干のり、のり加工品、干わかめ類、干ひじき、干あらめ、寒天、その他の加工海藻類
- 20 その他の水産加工食品
その他18及び19に分類されない水産加工食品
- 21 調味料及びスープ
食塩、みそ、しょうゆ、ソース、食酢、うま味調味料、調味料関連製品、スープ、その他の調味料及びスープ
- 22 食用油脂
食用植物油脂、食用動物油脂、食用加工油脂
- 23 調理食品
調理冷凍食品、チルド食品、レトルトパウチ食品、弁当、そうざい、その他の調理食品
- 24 その他の加工食品
イースト及びふくらし粉、植物性たん白及び調味植物性たん白、麦芽及び麦芽抽出物並びに麦芽シロップ、粉末ジュース、その他21から23に分類されない加工食品
- 25 飲料等
飲料水、清涼飲料、氷、その他の飲料
- 別表2(第3条関係)
- 乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実(フレック状又は粉末状にしたものを除く。)
 - 塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実(農産物漬物品質表示基準(平成12年12月28日農林水産省告示第1747号)第2条に規定する農産物漬物を除く。)
 - ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん(缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。)
 - 異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの(切断せずに詰め合わせたものを除く。)
 - 緑茶及び緑茶飲料
 - もち
 - いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類
 - こんにゃく
 - 調味した食肉(加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。)

- ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵(缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。)
- 表面をあぶった食肉
- フライ種として衣をつけた食肉(加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。)
- 合挽肉その他異種混合した食肉(肉塊又は挽肉を容器に詰め、成形したものを含む。)
- 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類(細切若しくは細刻したもの又は粉末状にしたものを除く。)
- 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類
- 調味した魚介類及び海藻類(加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するもの並びに缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。)
- ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類(缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。)
- 表面をあぶった魚介類
- フライ種として衣をつけた魚介類(加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。)
- 4又は13に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの(切断せずに詰め合わせたものを除く。)

別表3(第3条関係)

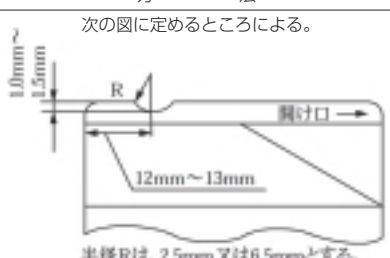
- でん粉
- チューインガム及び冷菓
- 砂糖
- アイスクリーム類
- 食塩及びうま味調味料
- 飲料水及び清涼飲料水(ガラス瓶入りのもの(紙栓をつけたものを除く。))又はポリエチレン製容器入りのものに限る。))並びに氷

別表4(第4条関係)

加工食品	規定
トマト加工品	トマト加工品品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1632号)第4条第1項第1号
乾しいたけ	乾しいたけ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1633号)第4条第1号
にんじんジュース及びにんじんミックスジュース	にんじんジュース及びにんじんミックスジュース品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1634号)第3条第1号
即席めん類	即席めん類品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1641号)第4条第1項第1号
生タイプ即席めん	生タイプ即席めん品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1642号)第4条第1項第1号
マカロニ類	マカロニ類品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1643号)第4条第1項第1号
ハム類	ハム類品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1647号)第4条第1項第1号
プレスハム	プレスハム品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1648号)第4条第1項第1号
混合プレスハム	混合プレスハム品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1649号)第4条第1項第1号
ソーセージ	ソーセージ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1650号)第4条第1項第1号
混合ソーセージ	混合ソーセージ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1651号)第4条第1項第1号
ベーコン類	ベーコン類品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1652号)第4条第1項第1号
特殊包装かまぼこ類	特殊包装かまぼこ類品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1656号)第4条第1項第1号
魚肉ハム及び魚肉ソーセージ	魚肉ハム及び魚肉ソーセージ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1658号)第4条第1項第1号
削りぶし	削りぶし品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1659号)第4条第1項第1号
うに加工品	うに加工品品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1660号)第4条第1項第1号
うにあえもの	うにあえもの品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1661号)第4条第1項第1号
乾燥わかめ	乾燥わかめ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1662号)第3条第1号
塩蔵わかめ	塩蔵わかめ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1663号)第4条第1項第1号
みそ	みそ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1664号)第3条第1号

しょうゆ	しょうゆ品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1665号）第3条第1号
ウスターソース類	ウスターソース類品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1666号）第3条第1号
ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料	ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1667号）第3条第1号
食酢	食酢品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1668号）第4条第1項第1号
めん類等用つゆ	めん類等用つゆ品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1670号）第4条第1項第1号
乾燥スープ	乾燥スープ品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1671号）第4条第1項第1号
食用植物油脂	食用植物油脂品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1672号）第3条第1号
純製ラード	純製ラード品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1673号）第3条第1号
マーガリン類	マーガリン類品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1675号）第4条第1項第1号
チルドハンバーグステーキ	チルドハンバーグステーキ品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1677号）第4条第1項第1号
チルドミートボール	チルドミートボール品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1678号）第4条第1項第1号
チルドぎょうざ類	チルドぎょうざ類品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1679号）第4条第1項第1号
豆乳類	豆乳類品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1684号）第4条第1項第1号

別表5（第6条関係）

加工食品	方法
牛乳（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）第2条第3項に規定するものをいう。）	<p>次の図に定めるところによる。</p>  <p>半径Rは、2.5mm又は6.5mmとする。</p>

別記様式（第4条関係）

名称
原材料名
原料原産地名
内容量
固形量
内容総量
賞味期限
保存方法
原産国名
製造者

備考

- この様式中「名称」とあるのは、これに代えて、「品名」、「種類別」又は「種類別名称」と記載することができる。
- 第3条第4項の規定により、賞味期限に代えて消費期限を表示すべき場合には、この様式中「賞味期限」を「消費期限」とすること。
- 表示内容に責任を有する者が販売業者、加工包装業者又は輸入業者である場合にあっては、この様式中「製造者」とあるのは、それぞれ「販売者」、「加工者」又は「輸入者」とすること。
- 第3条第7項の規定により表示しない項目については、この様式中当該項目を省略すること。
- 第4条第2項第4号又は第8号の規定により記載する場合にあっては、この様式中それぞれ名称、内容量又は原料原産地名の項目を省略することができる。
- この様式は、縦書とすることができる。
- この様式の枠を記載することが困難な場合には、枠を省略することができる。
- 法第19条の13第2項の規定に基づき制定された品質に関する表示の基準に定められた義務表示事項、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第12条の規定に基づく公正競争規約に定められた表示事項そ

の他法令により表示すべき事項及び一般消費者の選択に資する適切な表示事項は、枠内に記載することができる。

附則

- この告示は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
- この告示の施行の際現に農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の8第1項の規定に基づき品質に関する表示の基準が定められている農林物資以外の農林物資については、平成13年4月1日以後に製造、加工又は輸入されるものから適用する。

附則（平成12年12月19日農林水産省告示第1630号）

この告示は、公布の日から施行する。

附則（平成13年9月28日農林水産省告示第1336号）

この告示は、公布の日から起算して7日を経過した日から施行する。

附則（平成15年7月31日農林水産省告示第1108号）

- この告示は、公示の日から施行する。
- この告示の施行の日以前に製造、加工又は輸入された加工食品の品質に関する表示については、この告示による改正前の加工食品品質表示基準の規定の例によることことができる。
- 平成17年7月31日以前に製造、加工又は輸入される加工食品の品質に関する表示については、この告示による改正前の加工食品品質表示基準の規定の例によることことができる。

附則（平成15年9月10日農林水産省告示第1402号）

この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附則（平成16年7月14日農林水産省告示第1360号）

（施行期日）

この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附則（平成16年9月14日農林水産省告示第1705号）

（施行期日）

- この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 平成18年10月1日以前に製造され、加工され又は輸入される加工食品の品質に関する表示については、この告示による改正前の加工食品品質表示基準の規定の例によることことができる。

（別表2に掲げる加工食品の見直し）

- 別表2に掲げる加工食品については、製造及び流通の実態、消費者の関心、国際的な規格の検討の状況等を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

（塩干魚類品質表示基準及び塩蔵魚類品質表示基準の廃止）

- 塩干魚類品質表示基準（平成13年4月25日農林水産省告示第587号）及び塩蔵魚類品質表示基準（平成13年4月25日農林水産省告示第588号）は、廃止する。

附則（平成17年10月5日農林水産省告示第1512号）

（施行期日）

この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附則（平成18年2月28日農林水産省告示第210号）

（施行期日）

この告示は、平成18年3月1日から施行する。

附則（平成18年6月30日農林水産省告示第909号）

（施行期日）

この告示は、公布の日から施行する。

附則（平成18年8月1日農林水産省告示第1051号）

（施行期日）

- この告示は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 平成20年7月31日以前に製造され、加工され、又は輸入される加工食品の品質に関する表示については、この告示による改正前の加工食品品質表示基準の規定の例によることことができる。
- （遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準の一部改正）

- 遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（平成12年3月31日農林水産省告示第517号）の一部を次のように改正する。

第3条中「製造業者又は加工包装業者」を「製造業者、加工包装業者又は輸入業者」に改める。

附則（平成18年10月27日農林水産省告示第1463号）

（施行期日）

この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附則（平成18年10月27日農林水産省告示第1464号）

（施行期日）

この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附則（平成19年10月1日農林水産省告示第1172号）

（施行期日）

- この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成21年9月30日以前に製造され、加工され、又は輸入される加工食品の品質に関する表示については、この告示による改正前の加工食品品質表示基準の規定の例によることができる。

附 則 (平成19年11月6日農林水産省告示第1370号)

(施行期日)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年11月27日農林水産省告示第1488号)

(施行期日)

この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則 (平成20年1月31日農林水産省告示第125号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成21年9月30日以前に製造され、加工され、販売され又は輸入される緑茶飲料及びあげ落花生の用に供する表示対象業務用加工食品については、この告示による改正後の加工食品品質表示基準第4条の2第2項の規定にかかわらず、原料原産地名の表示を省略することができる。

附 則 (平成20年7月23日農林水産省告示第1167号)

この告示は、平成20年8月22日から施行する。

遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準

制 定 平成12年3月31日農林水産省告示第517号

最終改正 平成19年10月1日農林水産省告示第1173号

(適用の範囲)

- 第1条 この基準は、加工食品品質表示基準第2条に規定する加工食品及び生鮮食品品質表示基準第2条に規定する生鮮食品に適用する。

(定義)

- 第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
対象農産物	組換えDNA技術（酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNAを作製し、それを生細胞に移入し、増殖させる技術。以下同じ。）を用いて生産された農産物の属する作目であって別表1に掲げるものをいう。
遺伝子組換え農産物	対象農産物のうち組換えDNA技術を用いて生産された農産物をいう。
非遺伝子組換え農産物	対象農産物のうち遺伝子組換え農産物でないものをいう。
特定遺伝子組換え農産物	対象農産物のうち組換えDNA技術を用いて生産されたことにより、組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なる農産物をいう。
非特定遺伝子組換え農産物	対象農産物のうち特定遺伝子組換え農産物でないものをいう。
分別生産流通管理	遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいう。
特定分別生産流通管理	特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいう。
主な原材料	原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が5%以上のものをいう。

(表示の方法)

- 第3条 対象農産物を原材料とする加工食品（これを原材料とする加工食品を含む。）のうち次の各号に掲げるものの表示に際しては、製造業者、加工包装業者又は輸入業者（販売業者が製造業者、加工包装業者又は輸入業者との合意等により製造業者、加工包装業者又は輸入業者に代わってその品質に関する表示を行うこととなっている場合にあっては、当該販売業者）は、加工食品品質表示基準第4条に規定するもののほか、その容器又は包装に次の各号に規定するところにより、対象農産物について記載しなければならない。ただし、容器又は包装の面積が30cm²以下である場合は、この限りでない。

- (1) 加工工程後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたたん白質が残存する加工食品として別表2の左欄に掲げるもの（次号に掲げるものを除く。）

ア 分別生産流通管理が行われたことを確認した遺伝子組換え農産物である別表2の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、加工食品品質表示基準第3条第7項の規定にかかわらず、当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換えのものを分別」、「遺伝子組換え」等分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を記載すること。

イ 生産、流通又は加工のいずれかの段階で遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない別表2の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、加工食品品質表示基準第3条第7項の規定にかかわらず、当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換え不分別」等遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を記載すること。

ウ 分別生産流通管理が行われたことを確認した非遺伝子組換え農産物である別表2の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、当該原材料名を記載するか、当該原材料が1種類のみである場合には加工食品品質表示基準第3条第7項の規定により原材料名を省略するか、又は当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換えでないものを分別」、「遺伝子組換えでない」等分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物である旨を記載すること。

- (2) 別表3の左欄に掲げる形質を有する特定遺伝子組換え農産物を含む同表の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする加工食品（これを原材料とする加工食品を含む。）であって同表の中欄に掲げるもの

ア 特定分別生産流通管理が行われたことを確認した特定遺伝子組換え農産物である別表3の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、加工食品品質表示基準第3条第7項の規定にかかわらず、当該原材料名の次に括弧を付して「○○○遺伝子組換えのものを分別」、「○○○遺伝子組換え」（○○○は、同表の左欄に掲げる形質）等特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨を記載すること。

イ 特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された別表3の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、加工食品品質表示基準第3条第7項の規定にかかわらず、当該原材料名の次に括弧を付して「○○○遺伝子組換えのものを混合」（○○○は、同表の左欄に掲げる形質）等特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された農産物である旨を記載すること。この場合において、「○○○遺伝子組換えのものを混合」等の文字の次に括弧を付して、当該特定遺伝子組換え農産物が同一の作目に属する対象農産物に占める重量の割合を記載することができる。

- 2 対象農産物の表示に際しては、販売業者は、生鮮食品品質表示基準第4条に規定するもののほか、次の各号に規定するところによらなければならない。

- (1) 次号に掲げるもの以外を対象農産物

ア 分別生産流通管理が行われたことを確認した遺伝子組換え農産物である対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「遺伝子組換えのものを分別」、「遺伝子組換え」等分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を記載すること。

イ 生産又は流通のいずれかの段階で遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「遺伝子組換え不分別」等遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を記載すること。

ウ 分別生産流通管理が行われたことを確認した非遺伝子組換え農産物である対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称を記載するか、又は当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「遺伝子組換えでないものを分別」、「遺伝子組換えでない」等分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物である旨を記載すること。

- (2) 別表3の左欄に掲げる形質を有する特定遺伝子組換え農産物を含む同表の右欄に掲げる対象農産物

ア 特定分別生産流通管理が行われたことを確認した特定遺伝子組換え農産物である別表3の右欄に掲げる対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「○○○遺伝子組換えのものを分別」、「○○○遺伝子組換え」（○○○は、同表の左欄に掲げる形質）等特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨を記載すること。

イ 特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された別表3の右欄に掲げる対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「○○○遺伝子組換えのものを混合」（○○○は、同表の左欄に掲げる形質）等特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された農産物である旨を記載すること。この場合において、「○○○遺伝子組換えのものを混合」等の文字の次に括弧を付して、当該特定遺伝子組換え農産物が同一の作目に属する対象農産物に占める重量の割合を記載することができる。

- 3 分別生産流通管理を行ったにもかかわらず、意図せざる遺伝子組換え農産物又は非遺伝子組換え農産物の一定の混入があった場合においても、第1項第1号ア若しくはウ又は前項第1号ア若しくはウの確認が適切に行われている場合には、第1項又は前項の規定の適用については、分別生産流通管理が行われたことを確認したものとみなす。

- 4 特定分別生産流通管理を行ったにもかかわらず、意図せざる特定遺伝子組換え農産物又は非特定遺伝子組換え農産物の一定の混入があった場合においても、第1項第2号ア又は第2項第2号アの確認が適切に行われてい

る場合には、第1項又は第2項の規定の適用については、特定分別生産流通管理が行われたことを確認したものとみなす。

(表示が不要な加工食品)

第4条 別表2及び別表3に掲げる加工食品の原材料のうち、対象農産物又はこれを原材料とする加工食品であって主な原材料でないものについては、分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物若しくは非遺伝子組換え農産物である旨、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨、特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨又は特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された農産物である旨の表示（以下「遺伝子組換えに関する表示」という。）は不要とする。ただし、これらの原材料について遺伝子組換えに関する表示を行う場合には、前条第1項、第3項及び第4項の規定の例によりこれを記載しなければならない。

2 対象農産物を原材料とする加工食品であって別表2及び別表3に掲げる加工食品以外のものの対象農産物である原材料については、遺伝子組換えに関する表示は不要とする。ただし、当該原材料について遺伝子組換えに関する表示を行う場合には、前条第1項及び第3項の規定の例によりこれを記載しなければならない。

(表示禁止事項)

第5条 加工食品品質表示基準第6条及び生鮮食品品質表示基準第6条に規定する表示禁止事項のほか、組換えDNA技術を用いて生産された農産物の属する作目以外の作目及びこれを原材料とする加工食品にあつては、当該農産物に関し遺伝子組換えでないことを示す用語は、これを表示してはならない。

別表1（第2条関係）

- 1 大豆（枝豆及び大豆もやしを含む。）
- 2 とうもろこし
- 3 ばれいしょ
- 4 なたね
- 5 綿実
- 6 アルファルファ
- 7 てん菜

別表2（第3条関係）

加工食品	対象農産物
1 豆腐・油揚げ類	大豆
2 凍豆腐、おから及びゆば	大豆
3 納豆	大豆
4 豆乳類	大豆
5 みそ	大豆
6 大豆煮豆	大豆
7 大豆缶詰及び大豆瓶詰	大豆
8 きな粉	大豆
9 大豆いり豆	大豆
10 第1号から第9号までに掲げるものを主な原材料とするもの	大豆
11 大豆（調理用）を主な原材料とするもの	大豆
12 大豆粉を主な原材料とするもの	大豆
13 大豆たん白を主な原材料とするもの	大豆
14 枝豆を主な原材料とするもの	枝豆
15 大豆もやしを主な原材料とするもの	大豆もやし
16 コーンスナック菓子	とうもろこし
17 コーンスターチ	とうもろこし
18 ポップコーン	とうもろこし
19 冷凍とうもろこし	とうもろこし
20 とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰	とうもろこし
21 コーンフラワーを主な原材料とするもの	とうもろこし
22 コーングリッツを主な原材料とするもの（コーンフレークを除く。）	とうもろこし
23 とうもろこし（調理用）を主な原材料とするもの	とうもろこし
24 第16号から第20号までに掲げるものを主な原材料とするもの	とうもろこし
25 冷凍ばれいしょ	ばれいしょ
26 乾燥ばれいしょ	ばれいしょ
27 ばれいしょでん粉	ばれいしょ
28 ポテトスナック菓子	ばれいしょ
29 第25号から第28号までに掲げるものを主な原材料とするもの	ばれいしょ
30 ばれいしょ（調理用）を主な原材料とするもの	ばれいしょ
31 アルファルファを主な原材料とするもの	アルファルファ
32 てん菜（調理用）を主な原材料とするもの	てん菜

別表3（第3条関係）

形質	加工食品	対象農産物
高オレイン酸	1 大豆を主な原材料とするもの（脱脂されたことにより、左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの	大豆
高リシン	1 とうもろこしを主な原材料とするもの（左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの	とうもろこし

附 則（平成12年3月31日農林水産省告示第517号）

- 1 この告示は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成11年法律第108号）の施行の日から施行し、平成13年4月1日以後に製造、加工又は輸入される加工食品及び同日以後に販売される生鮮食品に適用する。
- 2 別表1及び別表3に掲げる対象農産物並びに別表2及び別表3に掲げる加工食品については、新たな遺伝子組換え農産物の商品化、遺伝子組換え農産物の流通及び原料としての使用の実態、組換えられたDNA及びこれによって生じたたん白質の除去並びに分解の実態、検出方法の進歩等に関する新たな知見、消費者の関心等を踏まえ、1年ごとに見直しを行うものとする。
- 3 前項に規定するもののほか、生鮮食品及び加工食品を生産、製造、流通及び加工する場合における遺伝子組換え農産物及びこれを原材料とする加工食品の取扱いの状況、国際的な規格の検討の状況等を踏まえつつ、この告示について必要な見直しを行うものとする。

附 則（平成13年9月28日農林水産省告示第1335号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 平成13年12月31日以前に製造、加工又は輸入される加工食品及び同日以前に販売される生鮮食品の品質に関する表示については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成14年2月22日農林水産省告示第334号）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 平成14年以前に製造、加工又は輸入される加工食品の品質に関する表示については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成17年10月11日農林水産省告示第1535号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年8月1日農林水産省告示第1051号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年11月8日農林水産省告示第1505号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年10月1日農林水産省告示第1173号）

この告示は、公布の日から施行する。

特定商品の販売に係る計量に関する政令 (平成5年7月9日政令第249号) 抜粋

(密封をしたときに特定物象量を表記すべき特定商品)

第5条 法〔計量法＝平成4年5月法律第51号〕第13条第1項の政令で定める特定商品は、次のとおりとする。

- 1 別表第1第1号、第2号(1)、第3号、第4号、第5号(2)、第6号(2)、第8号、第11号、第13号、第14号、第18号から第20号まで、第21号(1)及び第22号から第28号までに掲げるもの
- 2 別表第1第2号(2)に掲げるもののうち、あん、煮豆、きなこ、ビーナッツ製品及びはるさめ
- 3 別表第1第5号(3)に掲げるもの(らっきょう漬以外の小切り又は細刻していない漬物を除く。)
- 4 別表第1第5号(4)に掲げるもののうち、きのこの加工品及び乾燥野菜
- 5 別表第1第6号(3)に掲げるもののうち、缶詰及び瓶詰、ジャム、マーマレード、果実バター並びに乾燥果実
- 6 別表第1第7号に掲げるもののうち、細工もの又はすき間なく直方体状に積み重ねて包装した角砂糖以外のもの
- 7 別表第1第9号に掲げるもののうち、破碎し、又は粉碎したもの
- 8 別表第1第10号に掲げるもののうち、ゆでめん又はむしめん以外のもの
- 9 別表第1第12号に掲げるもののうち、次に掲げるもの
 - (1) ビスケット類、米菓及びキャンデー(ナッツ類、クリーム、チョコレート等をはさみ、入れ、又は付けたものを除くものとし、一個の質量が3グラム未満のものに限る。)
 - (2) 油菓子(一個の質量が3グラム未満のものに限る。)
 - (3) 水ようかん(くり、ナッツ類等を入れたものを除くものとし、缶入りのものに限る。)
 - (4) プリン及びゼリー(缶入りのものに限る。)
 - (5) チョコレート(ナッツ類、キャンデー等を入れ、若しくは付けたもの又は細工ものを除く。)
 - (6) スナック菓子(ポップコーンを除く。)
- 10 別表第1第15号に掲げるもののうち、アイスクリーム類以外のもの
- 11 別表第1第16号(1)に掲げるもののうち、冷凍貝柱及び冷凍えび
- 12 別表第1第16号(2)に掲げるもののうち、次に掲げるもの
 - (1) 干しかずのこ、たづくり及び素干しえび
 - (2) 煮干しし、又はくん製したもの
 - (3) 冷凍食品(貝、いか及びえびに限る。)
 - (4) 調味加工品(たら又はたいのそぼろ又はでんぶ及びういの加工品に限る。)
- 13 別表第1第16号(3)に掲げるもののうち、次に掲げるもの
 - (1) 塩かずのこ、塩たらこ、すじこ、いくら及びキャビア
 - (2) 缶詰、魚肉ハム及び魚肉ソーセージ、節類及び削節類、塩辛製品並びにぬか、かす等に漬けたもの
- 14 別表第1第17号に掲げるもののうち、生鮮のもの、冷蔵したもの、干しゆり又はゆりの加工品以外のもの
- 15 別表第1第21号(2)に掲げるもののうち、冷凍食品、チルド食品、レトルトパウチ食品並びに缶詰及び瓶詰

附 則

この政令は、法の施行の日(平成5年11月1日)から施行する。

附 則 (平成5年10月6日政令第329号抄)

(施行期日)

第一条 この政令は、法〔計量法＝平成4年5月法律第51号〕の施行の日(平成5年11月1日)から施行する。

附 則 (平成12年6月7日政令第311号抄)

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日(平成13年1月6日)から施行する。

特定商品の販売に係る計量に関する政令(別表1)

別表第1(第1条～第3条、第5条関係)

特定商品	特定物象量	別表第2の表	上限
1 精米及び精麦	質量	省 略	25キログラム
2 豆類(未成熟の物を除く。)及びあん、煮豆その他の豆類の加工品 (1)加工していないもの (2)加工品	質量 質量		10キログラム 5キログラム
3 米粉、小麦粉その他の粉類	質量		10キログラム
4 でん粉	質量		5キログラム
5 野菜(未成熟の豆類を含む。)及びその加工品(漬物以外の塩蔵野菜を除く。) (1)生鮮のもの及び冷蔵したもの (2)缶詰及び瓶詰、トマト加工品並びに野菜ジュース (3)漬物(缶詰及び瓶詰を除く。)及び冷凍食品(加工した野菜を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限り。) (4)(2)又は(3)に掲げるもの以外の加工品	質量 質量又は体積 質量		10キログラム 5キログラム又は5リットル 5キログラム
6 果実及びその加工品(果実飲料原料を除く。) (1)生鮮のもの及び冷蔵したもの (2)漬物(缶詰及び瓶詰を除く。)及び冷凍食品(加工した果実を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限り。) (3)(2)に掲げるもの以外の加工品	質量 質量		10キログラム 5キログラム
7 砂糖	質量		5キログラム
8 茶、コーヒー及びココアの調製品	質量		5キログラム
9 香辛料	質量		1キログラム
10 めん類	質量		5キログラム
11 もち、オートミールその他の穀類加工品	質量		5キログラム
12 菓子類	質量		5キログラム
13 食肉(鯨肉を除く。)並びにその冷凍品及び加工品	質量		5キログラム
14 はちみつ	質量		5キログラム
15 牛乳(脱脂乳を除く。)及び加工乳並びに乳製品(乳酸菌飲料を含む。) (1)粉乳、バター及びチーズ (2)(1)に掲げるもの以外のもの	質量 質量又は体積		5キログラム 5キログラム又は5リットル
16 魚(魚卵を含む。)、貝、いか、たこその他の水産動物(食用のものに限り、ほ乳類を除く。)並びにその冷凍品及び加工品 (1)生鮮のもの及び冷蔵したもの並びに冷凍品 (2)乾燥し、又はくん製したもの、冷凍食品(加工した水産動物を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限り。)及びそぼろ、みりんぼしその他の調味加工品 (3)(2)に掲げるもの以外の加工品	質量 質量		5キログラム 5キログラム
17 海藻及びその加工品	質量		5キログラム
18 食塩、みそ、うま味調味料、風味調味料、カレールー、食用植物油、ショートニング及びマーガリン類	質量		5キログラム
19 ソース、めん類等のつゆ、焼肉等のたれ及びスープ	質量又は体積		5キログラム又は5リットル
20 しょうゆ及び食酢	体積		5リットル
21 調理食品 (1)即席しるこ及び即席ぜんざい (2)(1)に掲げるもの以外のもの	質量 質量		1キログラム 5キログラム
22 清涼飲料の粉末、つくだに、ふりかけ並びにこま塩、洗いごま、すりごま及びいりごま	質量		1キログラム
23 飲料(医薬用のものを除く。) (1)アルコールを含まないもの (2)アルコールを含むもの	質量又は体積 体積		5キログラム又は5リットル 5リットル

品質表示基準の概要

品目別表示概要

例外的な扱い

業者間取引の表示概要

Q & A

資料

品質表示基準についてのお問い合わせ

品質表示基準などに関する疑問点、ご相談などありましたら、下記までお問い合わせください。

〈各地方農政局・沖縄総合事務局〉

名称	所在地 電話番号	管轄区域(都道府県)
北海道農政事務所消費・安全部表示・規格課	〒060-0004 北海道札幌市中央区北4条西17-19-6 TEL:011-642-5490	北海道
東北農政局消費・安全部表示・規格課	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎 TEL:022-263-1111(代)	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東農政局消費・安全部表示・規格課	〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎第2号館 TEL:048-600-0600(代)	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
北陸農政局消費・安全部表示・規格課	〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎 TEL:076-263-2161(代)	富山、石川、福井、新潟
東海農政局消費・安全部表示・規格課	〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 TEL:052-201-7271(代)	愛知、岐阜、三重
近畿農政局消費・安全部表示・規格課	〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町 TEL:075-451-9161(代)	滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、大阪
中国四国農政局消費・安全部表示・規格課	〒700-8532 岡山県岡山市下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎 TEL:086-224-4511(代)	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州農政局消費・安全部表示・規格課	〒860-8527 熊本県熊本市二の丸1-2 熊本合同庁舎 TEL:096-353-3561(代)	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館8F TEL:098-866-1672	沖縄

〈独立行政法人 農林水産消費安全技術センター〉

名称	所在地 電話番号	管轄区域(都道府県)
農林水産消費安全技術センター札幌センター小樽事務所	〒047-0007 北海道小樽市港町5-3 小樽港湾合同庁舎 TEL:0134-33-5969	北海道
農林水産消費安全技術センター仙台センター	〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎 TEL:022-293-3931	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
農林水産消費安全技術センター本部	〒330-9731 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎検査棟 TEL:048-600-2366	新潟、茨城、栃木、群馬、埼玉、東京
農林水産消費安全技術センター本部横浜事務所	〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎 TEL:045-201-7433	神奈川、千葉、山梨、長野、静岡
農林水産消費安全技術センター名古屋センター	〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 名古屋農林総合庁舎2号館 TEL:052-232-2029	岐阜、愛知、三重、富山、石川、福井
農林水産消費安全技術センター神戸センター	〒651-0082 兵庫県神戸市中央区小野浜町1-4 TEL:078-331-7663	滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、大阪
農林水産消費安全技術センター神戸センター岡山事務所	〒700-0907 岡山県岡山市下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎 TEL:086-222-6923	鳥取、島根、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、高知
農林水産消費安全技術センター福岡センター門司事務所	〒801-0841 福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎 TEL:093-321-2663	山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

ホームページ <http://www.famic.go.jp>

〈農林水産省消費・安全局表示・規格課(食品表示・規格監視室)〉

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL:03-3502-8111(代) FAX:03-3502-0594
ホームページ <http://www.maff.go.jp/j/jas/index.html>

独立行政法人 農林水産消費安全技術センターについて

農林水産消費安全技術センターは、農林水産省の所管する独立行政法人として、JAS制度の運営が適正に図られるよう、登録認定機関などに対する指導監督のほか、JAS規格や品質表示基準に基づく表示が適正になされているかどうかの監視のため、市販品を買い上げての検査などにより点検を行い、必要に応じて事業者への指導を行っております。また、消費者や事業者からの表示等に関する相談業務を行っております。

社団法人 日本農林規格協会について

社団法人 日本農林規格協会は、農林水産省の所管する公益法人として昭和37年12月に設立され、生産業者、消費者に加えて販売業者のご理解とご協力を得ながら、JAS制度や農林水産業及びこれらの関連産業に関する規格制度の普及促進と充実向上のための諸事業を推進しております。

発行/ **社団法人 日本農林規格協会**
(JAS協会)

ホームページ <http://www.jasnet.or.jp>